

JIS

光源の演色性評価方法

JIS Z 8726⁻¹⁹⁹⁰

(2006 確認)

平成 2 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 42.8.1 改正：平成 2.3.1 確認：平成 13. 2. 20

官 報 公 示：平成 13. 2. 20

原案作成協力者：日本色彩学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会（部会長 服部 晋）

この規格についての意見又は質問は，工業技術院標準部管理システム規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正 又は 廃止されます。

光源の演色性評価方法

Z 8726-1990

(2001 確認)

Method of Specifying Colour Rendering
Properties of Light Sources

1. 適用範囲 この規格は、演色評価数を用いて一般照明用光源の演色性を評価する方法について規定する。

備考 この方法は、昼光照明又は昼光を併用した照明の光を評価するのに用いてもよい。

2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、JIS Z 8105 (色に関する用語) 及び JIS Z 8113 (照明用語) によるほか、次による。

(1) 基準の光 演色評価数を求める際に、比較の基準として用いる測色用の光。

(2) 試験色 分光放射輝度率によって規定され、演色評価数を求める際に、代表として用いる物体色。

(3) CIE 1964 均等色空間 CIE (国際照明委員会) が 1964 年に定めた均等色空間。 $U^*V^*W^*$ 色空間ともいう。

備考 CIE は 1976 年に $U^*V^*W^*$ 色空間を廃止し、新たに $L^*a^*b^*$ 色空間 及び $L^*u^*v^*$ 色空間を規定した。現在、 $U^*V^*W^*$ 色空間は演色評価数の計算だけに用いる。

(4) (演色による)色ずれ 異なる照明光にそれぞれ順応したときの、個々の物体の色に生じる変化。その大きさは色差の尺度で表す。

備考 色差 (colour difference) は、一般に同一照明下で同時に異なる物体色を見比べた場合に知覚される色の差を指すのに対し、ここでいう色ずれ (colour shift) は、照明光が変わったときに起こる同一物体の色の变化を指し、一般に記憶を介して継時的に知覚される。

3. 基準の光

3.1 基準の光の種類 基準の光は、原則として JIS Z 8720 (測色用の標準の光 及び 標準光源) の 3.4 に定める完全放射体の光 又は CIE 昼光を用い、その選び方は次による。

(1) 試料光源の相関色温度が 5 000 K 未満のときは、原則として完全放射体の光を用いる。ただし、相関色温度が 4 600 K 以上の昼白色蛍光ランプを試料光源とするときには、CIE 昼光を用いる。

(2) 試料光源の相関色温度が 5 000 K 以上のときは、原則として CIE 昼光を用いる。

備考 特別の目的があるときには、CIE 標準の光 又は 任意の測色用の光を用いてもよい。

3.2 基準の光の相関色温度 基準の光は、原則としてその相関色温度が試料光源の相関色温度に等しいものを用いる。

4. 試験色 演色評価数の計算に用いる試験色は、15 種類 (番号 1~15) とし、その番号、色の三属性による表示記号、及び分光放射輝度率の値を付表に示す。

平均演色評価数の計算に用いる試験色は、上記 15 種類のうち、番号 1~8 の 8 種類とする。

備考 特別の目的があるときには、分光放射輝度率を規定した他の試験色を用いてもよい。

5. 演色性の評価 光源の演色性は、原則として平均演色評価数 R_a 及び個々の試験色に対する特殊演色評価数 R_i ($i=1\sim15$) によって評価する。

備考 特殊演色評価数については、 R_i ($i=1\sim15$) のうち、 $R_9\sim R_{15}$ を優先的に用いる。